

IAA リスクブック

第 16 章 — 比例性、重要性など

ラルフ・ブランチャード (Ralph Blanchard)

1. はじめに

分析が行われる多くの場所で、所定のひな形やプロセスをできる限り適用しようとする傾向が見られる。このことは、規制の内部だけでなく、監督や監視（監督者／規制当局、外部監査人または他の監視目的の分析の実行者のいずれによってなされるかを問わず）の対象となる保険者の内部についても言える。しかし、所定のひな形やプロセスの使用は、めったに手に入らない「万能性 (one size fits all)」を前提としている。

多くの場合、「非万能性」の問題に対する解決策は、個別的な事実および状況に基づいてひな形の例外を認めることである。こうした柔軟性を生み出すために様々な手法が開発され、使用されている。それらの手法には次のような概念が組み入れられている。

- ・ 比例性
- ・ 重要性
- ・ 費用対効果
- ・ リスク注視

これらの用語や概念の多くは、大半のアクチュアリーや他の分析者にとってなじみのないものではないが、その理解は往々にして不完全である。さらに、その適用はリスクが無いわけではない。

本章では、こうした懸念に対処するために、それらの用語の最新の定義について概説した後、その使用および潜在的な落とし穴に関する論点を検討する。その目的は、それらの概念を適用するまたは適用の検討を行う人々が、その使用方法に関する意識を高め、生じる恐れのある誤用を避けることにある。

主な所見：

1. これらの概念はすべて、いつまたどの程度ひな形を変更するかに関して原則を適用することにより、規則ベースのひな形の適用に対し大きな柔軟性を与える。

2. これらはすべて、費用対効果のトレードオフを伴う構成要素を含んでいる。
3. これらはすべて原則ベースに従うため、一貫した適用に関する最終目的（または望む効果）についての共通理解に依存しており、またそれほど強くはないものの、それらの目的の達成に向けた様々な選択肢の重要性にも依存している。
4. これらはすべて不完全に適用されることがあり、特に原則が規則に変わった場合にそう言える。
5. これらは原則ベースに基づく手法であるため、一般に、最良の適用のためにはその適用者は一定水準の経験または専門知識を有していることが要求される。
6. 監視の対象となる場合、これらはこれらの概念の適用者と監視者間の共通理解にも大きく依存する（全体的目的などの項目や様々な項目に固有のリスクについて）。そのため、効果的な文書化およびコミュニケーションが必要となる（このことは、両者の経験水準や背景が著しく異なる場合は難しいときがある）。

2. 比例性

1. 定義

法律分野における比例性の概念は少なくとも 1800 年代から現れている（当時、ドイツの裁判所が警察の措置を検討するための手段として導入した）が¹、その起源を古代ギリシャに求める見方もある。その定義は、次の例に見られるように（最初の三つはウィキペディアから引用）、文脈によって異なるように思われる。

- ・民法の開示手続上の措置 — 「提案された開示手続の負担または費用が、想定される効果より大きいかどうか」
- ・刑法 — 「刑罰は犯罪に見合ったものである必要がある」
- ・戦争 — 「一般市民または一般市民の財産に生じる損害は、軍事目標に対する攻撃によって予想される具体的かつ直接的な軍事的優位と均衡が取れていなければならない、それを超えてはならない」
- ・欧州連合条約 — 「比例性原則に基づき、連合の措置の内容および形式は、条約の目的を達成するのに必要な範囲を超えてはならない」²

¹ ウィキペディア（2015年11月30日付）（[https://en.wikipedia.org/wiki/Proportionality_\(law\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Proportionality_(law))）による。

² EUリスボン条約第3b条

端的に言えば、これらの定義はすべてある種の均衡に関連している（費用対効果の均衡に類似）。また、望む目的と関連する効果にもしばしば言及している。

IAIS（保険監督者国際機構）の ICP（保険基本原則）では、比例性は定義されていないものの、2015年11月版の ICP ではこの用語が1度だけ使われている。この言及は ICP25（監督協力および協調）でなされており、そのパラグラフ 25.5.4 は「*[監督カレッジの設立の是非および時期を判断する] 際は、重要性および比例性の原則が適用されるべきである*」と述べている。

ソルベンシー II 指令にも比例性の定義は含まれていないものの、次の引用に類似した表現が多く箇所に含まれている。

「*[措置は]、保険または再保険の引受事業に固有のリスクの性質、規模および複雑性と均衡が取れたものであるべきである*」³

ソルベンシー II 指令はそれに加えて、上記の評価は、「*問題となる引受が全体的な市場の金融安定にとってどれほど重要かという点に関わりなく*」⁴なされるべきであるとしている。しかし、他の数カ所では、小規模保険者または専門保険者にとって規則の負担が過度に大きくなることを避けるためにこの原則を適用すべきであると、具体的に言及している。

（本章の目的上）最後に、包摂市場（**Inclusive Markets**）におけるアクチュアリーサービスの議論において、IAIS と IAA（国際アクチュアリー会）の共同グループは、比例性の定義に関連して次のように示した。

(<http://www.eciroa.org/wp/wp-content/uploads/2010/09/ECIROA-Solvency-II-The-Principle-of-Proportionality-and-its-Application.pdf> のペーパーによる)。

欧州連合法に基づく概念適用に関する詳しい説明がウィキペディアで閲覧できる。それによれば、「欧州連合法では、一般に、比例性のテストとして次の四つの段階があると認められている。

- 施策のための適法な目的が存在していなければならない。
- その施策は、その目的の達成に適合したものでなければならない（その施策がその効果を有することを示す証拠が要求される可能性）。
- その施策は、それを成し遂げるためのより負担の少ない方法があり得ないという意味で、その目的の達成に必要なものでなければならない。
- その施策は、現在問題になる異なるグループの競合する利害関係を考慮した上で合理的なものでなければならない」

³ 2014年10月10日付欧州委員会委任規則（EU）2015/35第6節第56条2項a号

⁴ 2009年11月25日付の保険および再保険事業の開始および遂行に関する欧州議会および理事会指令 2009/138/EC（ソルベンシー II）、前文（18）

(<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32009L0138>)

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、
直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。

「一般に認められた標準的な手法と比較して『比例的な』結果が有効な結果と言えるのは、評価者の視点から見て、比例的な結果がより低いコスト（広義の）で達成され、かつそれでもなお、一般に認められた標準的な結果に十分近いため、通常の下で、評価者が結果に依存する決定を変更することがない場合である」

この手法は、結果が達成されるプロセスではなく、結果そのものに焦点を合わせている⁵。

II. 検討

比例性の様々な定義はすべて、(1)目的達成のための措置のコストと(2)その措置によって目的が達成される程度の均衡を図ることに関係している。これはつまり、比例性を適用する場合、措置の目的または目標が理解されていなければならないことを意味する。措置の目的が不明確または十分に定義されていない場合、比例性の原則（**principle of proportionality** : PoP）をどのように措置に適用するか不明確になる。

また、PoP は規則ではなく原則であることから、その適用には判断の行使が必要になる。一般に、判断に際しては競合する選択肢の価値を評価しなければならないため、判断の適用にはある種の価値体系を要求される。さらに、判断には一定水準の経験や訓練も必要である。

PoP が適用される多くの場所では、この原則を適用する（したがって、判断を下す）企業に対して、その判断をレビューする別の当事者が存在する。考えられるレビューの当事者としては、保険監督者や外部監査人などがある。そのため、原則を適用する当事者とその判断をレビューする当事者間の明確なコミュニケーションが必要になる。また、PoP の適用が第三者のレビューを受ける場合は常に、一定程度の文書化の必要性も生じる⁶。

ソルベンシー II では、「保険および再保険の規制・監督の主要目的は、保険契約者および受益者の適度な保護にある」と言及されている（指令の前文 16）。しかし、どの水準の保護なら「適度」と言えるのか。何が「適度」という点に関して、ソルベンシー II の管轄区域間に共通理解があるのだろうか。

さらに、一般的に言って、比例性原則は項目や数量ではなく、分析や方法に適用されると考えられる。しかしながら、PoP の適用における最終的な尺度は、異なるまたはより洗練された方法によって異なる結末（使用者による異なる意思決定または異なる最終結果など）

⁵ ジュールズ・グリブル（Jules Gribble）作成の 2016 年 1 月 29 日付討議用草案

⁶ 現地の要件によっては、十分な文書化やコミュニケーションがなされない場合、適用される基準または規則の違反が問われる恐れがある。

が生み出されるか否かということであると思われる。

最後に、必要事項または任務に比例性原則を適用したとき、理論的には、実行される作業がひな形の指定よりも増加する場合と減少する場合のいずれもあり得る。しかしながら、実際には、PoP は、作業量の増加の可能性ではなく、記述された作業量の減少の可能性をもたらすためにのみ使用されるのが一般的である。

III. 潜在的な落とし穴

PoP を一貫して適用するには、目的や目標の明確な理解や、この概念の適用者にとって一貫した評価体系が必要となる。そうした目的が不明確だったり、人により評価体系が異なったりする場合、一貫しない適用となる可能性がある。

また、PoP の適用が外部レビューの対象となる場合、評価体系や実務レベルが異なるために、レビューする者がその適用に同意しないリスクも存在する。極端な場合、レビューする者が極めて高水準の文書化を要求して、PoP の適用による省力化が完全に無効になってしまうことがあり得る。

ソルベンシー II では、「[保険] リスクの性質、複雑性および規模」に基づいて、この原則を適用することがしばしば要求されるが、この規定は最終目的を記述したものではない。目的は次のどれであろうか。

- ・ 支払不能の規模の最小化
- ・ 支払不能件数の最小化
- ・ 小規模保険者および／または専門保険者にとって負担の重い要件の回避
- ・ 未払保険債務の最小化
- ・ 市場の混乱の回避
- ・ 存続可能な競争市場
- ・ その他の目的

しかし、これらの内どれが（またはどの組み合わせが）、「適切」な保険契約者保護に関する最良の記述に相当するのだろうか。管轄区域によっては、大規模な支払不能の回避を最も重視するところと、支払不能を発生させないことを目的とするところがあるかもしれない。また、上記の想定可能な目的の中には、相反するものがある可能性もあり、例えば、支払不能件数の最小化は競争市場と整合しないことがあり得る⁷。したがって、二つの制度

⁷ 競争市場ではたいいていの場合、市場のイノベーションに対する何らかのインセンティブや、イノベーシ

(または同一制度内の二人の監督者) が共に PoP を適用したとしても、両者の措置が整合することは必ずしも保証されない。

ソルベンシー II⁸の下では、「リスクの性質、複雑性および規模」という表現の内、「規模」の要素は、他の要素を無効にしたり、他の要素に優先したりしないことになっている。中小規模の保険者の複雑なリスクが詳細な分析を要求されることもあれば、大規模保険者の単純なリスクが単純な分析でよいとも考えられる。上記の表現に含まれる「規模」の要素を重視しすぎると、小規模保険者については監督者や規制当局によるリスク管理の監督が行われず、大規模保険者については監督の負担が不必要に重くなる恐れがある⁹。

PoP の適切な適用には、高いレベルの経験や内容の理解が要求されることがあるが、常にそのようなレベルにあるとは限らない。上述のように、PoP を正しく適用するには、その「措置は、目的を達成するのに必要な範囲を超えてはならない」。ある目的の達成に関して何が必要で、何が行き過ぎであるかを知るためには、過去の経験が欠かせない。そうした経験がない場合、実務者は「無視界飛行」になる可能性がある。知識がない場合の最も安全な行動方針としては、過少な要求より過大な要求を行うことであろう。このように、PoP の概念が意図したとおりに機能するかは、経験豊富な規制当局者によるところが非常に大きいと思われる。

最後に、基準設定者が PoP に著しく依拠すると、最も広範囲かつ複雑な状況を想定して基準が設定され、最大規模のリソースの使用が要求される可能性がある。多くの状況では、より簡便的な手法を適用できるだろうと基準設定者は思うだろうが、その場合、その適用者や当該原則の適用をレビューする者の経験レベルに著しく依拠することになるかもしれない。その適用者および/またはそのレビューを実行する者が十分な経験を積んでいない場合、結果として、不必要に複雑な手法を、高コストで過剰適用することになる恐れがある。そのため、基準の設計にあたり PoP に過度に依拠してしまうと、最終的な基準が非常に非効率なものになる可能性がある。

3. 重要性

ヨンを行わない企業に対する何らかのペナルティが必要となる。支払不能リスクが取り除かれると、インベーションへのインセンティブがない不活発な市場となり、その結果、当該リスクが取り除かれない場合よりも競争の少ない市場になる可能性がある。

⁸ EIOPA-BoS-14/166 (英語版)、「Guidelines on the valuation of technical provisions (技術的準備金の評価ガイドライン)」、ガイドライン 47

(https://eiopa.europa.eu/Publications/Guidelines/TP_Final_document_EN.pdf で入手可能)

⁹ 一部には、小規模すぎて特定のリスクのリスク分析ができない企業は、そのリスクを取るには小規模すぎるとする意見がある。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、
直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。

I. 定義

IFRS（国際財務報告基準）および SEC（米国証券取引委員会）では、重要性の概念を同じように定義している。その定義は本質的に「ある事柄は、それへの言及、その省略または虚偽表示が意思決定に影響を与える場合、重要と言える¹⁰」というものである。

また、この概念は、時には分析にも適用される。例えば、より複雑な、洗練された、または大量のリソースを要する分析を行うと、結果に重要な差異が生じるかを判断する場合である。より複雑な分析を使用したとしても、結果や意思決定に影響を受けなければ、単純な手法を使用しても重要な差異は生じないであろう。

II. 検討

実際には、この原則の適用者の多くが経験則に依拠しようとしてきた。例えば、特定の価値の一定比率（5%など）を下回る金額は重要性がないとみなされる、というような言い方がなされた¹¹。ソルベンシーとの関連では、保険者の資本がこの経験則の基準となるであろう。しかしながら、大部分の基準設定者は、それらの経験則は、最初のスクリーニングまたは将来の評価に向けた課題を示す方法にすぎず、上記の定義とは完全に同じ物ではないと主張してきた。一例として、潜在的に害虫の問題を抱えた大都市のマンションについて考えてほしい。この場合、マンションの大きさにかかわらず、わずか一匹のゴキブリを見かけたことさえ重要とみなされるであろう。

また、重要性の本来の定義を適用する際は、誰がどのような目的で意思決定を下すかを知ることも必要になる。重要性の評価は、意思決定を下す者や企業、そしてその意思決定の目的と切り離せないのである。例えば、企業の貸借対照表上のある項目は、当該企業の短期債務の保有者の観点に立てば重要ではないかもしれないが、長期的な株式投資家の観点では極めて重要である可能性がある。このことから、ある項目の重要性は絶対的なものではなく、相対的な性質を持つ。

さらに、ある項目の重要性は、（環境の変化およびリスク選好の変化に伴い）時間と共に変

¹⁰ [https://en.wikipedia.org/wiki/Materiality_\(auditing\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Materiality_(auditing)) および

<https://www.sec.gov/interps/account/sab99.htm#foot3> を参照されたい。

米国財務会計基準審議会（FASB）も「財務会計の諸概念」第 8 号においてこの用語を定義している。それによれば、「*情報が重要と言えるのは、その省略または虚偽表示が、利用者が特定の報告企業の財務情報に基づいて行う意思決定に影響を与える可能性がある場合である。言い換えれば、重要性とは、個別企業の財務報告を背景としてその情報が関連する項目の性質もしくは重要性またはその両方に基づく関連性に係る企業固有の側面である*」

¹¹ 経験則が分析に適用される場合、より複雑な分析による影響の推定の結果、解答の変動が経験則による金額の閾値を超える可能性が低いときは、簡便な分析で十分である、とされる。

化する可能性のある判断の結果でもある¹²。重要性の判断におけるこうした変化は、パニック状態の市場が時として、実際には将来のキャッシュフローに影響を与えない事柄に過剰反応するようなこともあり、必ずしも純粋に合理的でないこともある。

最後に、いつ、どのように重要性の原則を適用するかに関する決定は、PoP の特定の適用においてなされる監督と同様、監督（例えば、監督者や外部監査人による）の対象とされることがある。このことから、PoP については上記と同様にコミュニケーションや文書化の課題がある。

III. 潜在的な落とし穴

重要性に関してよく見られる危うさは、それをあまりに細かく適用することである。保険に関しては、多くの場合、個々の保険金請求や保険契約それ自体が重要性を持つ可能性は低い。重要性を持つ水準にまで達するのは、類似した保険金請求や保険契約のポートフォリオの場合のみである。したがって、個別項目と項目をまとめたものの両方について重要性を捉える必要がある。重要性のない項目をまとめたものが、情報利用者にとっては大きな重要性を持つことがある。

重要性の適用における別の危うさは、自分が何を知らないかを自覚しておらず、自らの知識の限界を決定するのに必要な努力を払おうとしないことである。ある種の事象や項目に関する単独の事例のみに着目してしまうと、それが 1 回限りのものであり、それ自体重要性がないとして安易に無視してしまう恐れがある。しかし、ある項目の事例が 1 回しか現れていないことを知っていたとしても、それは他の事例が存在しないことの証明にはならない。したがって、単独では重要性がなくても、より大規模になれば重要性を持つ可能性がある状況の一例を知ることは、重要性がないと断言する前に、さらに深く調査する必要性を認識させる可能性がある。

第 3 の落とし穴は、過去に重要性がないとみなした項目について、将来も重要性を持たないと想定することである。上述のように、項目の重要性は、法的決定、法律、投資家および／もしくは社会の見方、または他の多くの要因が原因となり時間と共に変化する可能性がある。

この原則の適用は、PoP と同じく経験の要件を伴っている。すなわち、効果的な適用には一定程度の経験を要する。十分な経験および／または調査がなければ、項目の重要性を評

¹² 重要性に関する判定がなされた場合、手法の弱点が明らかにされ、判断を必要とされるトリガーが見直されることになるというのが、ソルベンシー II の要件である。

価するのが困難なことがある¹³。また、項目に重要性がないことを証明するために広範な調査を行うことで、重要性がないと分類することによる便益が消失、逆転することがある。したがって、この原則を効果的に適用するには、一定レベルの規制当局や監督者の経験および専門家の判断への依拠が必要となる。

最後に、PoPと同様に、この原則の適用に過度に依拠した場合、最も広範囲かつ複雑な状況を想定して新たな基準が作られるかもしれない。そうした基準は、リスクが重要性を持つときに限り全面的に適用されるという期待の下に設定されると考えられるが、このことは、(1)その重要性分析の利用者の能力または(2)ある事柄がどのような場合に実際には重要性がないかの認識を監督する者の能力を過大評価している可能性がある。

4. 費用対効果

I. 定義

費用対効果分析では、ある措置が実行された場合の効果が合計され、その措置の実行に伴う費用と比較される¹⁴。

II. 検討

この概念は、通常、定量的に記述されるが、ある種の原則主義の概念（比例性や重要性などのように）として定性的または主観的に適用されることもある。主観的に適用される場合、または通常は財務的に測定されない項目（人生の価値、生活の質、もしくは保険金を請求するための複雑なプロセスの回避など）に適用される場合、何らかの価値体系の適用が必要となる。費用対効果分析の結果に対する意見の不一致は、分析の根底にある仮定、または結果に付与される相対的な重み付けの根底にある価値体系の不一致に起因する可能性がある。

III. 落とし穴

費用対効果分析は、直接定量化可能な項目に適用する方が数学的に容易である。その結果、直接または容易に定量化できない項目の脱落や過小評価が生じることがある。例えば、経済基準での費用対効果分析では、多くの場合、利便性や安心感などの項目の測定が困難なため、一部の分析では、それらの項目が無視されたり過小評価されたりすることがある。保険との関連で安心感が重要であることを踏まえると、この脱落は、保険のソルベンシー

¹³ 項目の重要性がないとする根拠は、定性的な場合も定量的な場合もあるが、定性的な根拠の方が、この分野における過去の経験が必要となる可能性が高い。この分野の経験が全くない人が示した重要性がないとする定性的な根拠は、承認を得ることが難しいと思われる。

¹⁴ <http://www.investopedia.com/terms/c/cost-benefitanalysis.asp>

関連分析のほか価格設定の分析にとって重大な結果をもたらす可能性がある。

また、このような分析から生じ得る不一致の原因を知ることも有用である。異なる仮定の使用から生じる不一致は、価値体系の相違から生じる不一致より解決が容易な場合がある。費用対効果分析を実行する前に様々な当事者の価値体系を認識しておくことも有用と言える。

5. リスク注視（およびリスクベース）

I. 定義

これは米国の保険者の財務検査に適用される概念で、取り組みの焦点とするのは、貸借対照表に関する規則の細かな遵守についてではなく、保険者のソルベンシーに関わるリスクである、というものである。したがって、そこに組み入れられるのは、一定時点における厳密なリスク評価ではなく、将来的なリスクのレビューである。類似した考え方を他の作業やプロジェクトに適用して、最大のリスクが存在する分野に対する作業に集中したり、優先順位を付けたりすること（そして追加的な作業がなくても、望んだ結果がほとんど影響を受けないであろう分野を回避すること）が出来る。

IAIS の保険基本原則では、「リスクベース」と名付けられた類似用語が使用されている。この用語は一般に、最も重要または最大のリスクに作業を集中することを指している。

II. 検討

ソルベンシーに関わる財務検査に適用される米国のリスク注視の概念は、本質的に比例性の基準と同一であるが、恐らくは目的に関するより明確な言及を伴う。この概念に従う財務検査は、一般的に言って、企業固有の最大のリスクの識別に始まり、それらのリスクが保険者の統制環境を通じて軽減される程度を分析し、高い残余リスクのある項目を対象とする追加分析を実行する。この概念は、限られたリソースをより効果的に活用することを目的としており、リソースのレベルが制約されているか、特定のレベルに上限がある場合、頻繁に使用される。

他の分野に適用されるときも、目的は類似している。すなわち、限られた既存リソースを最も効果的に活用することにある。

リスクベースの概念は、どの監督対象が持つリスクが相対的な規模で評価されるのか（監督対象の個別保険者か、保険業界全体か、または金融システム全体なのか）という点が明確にされないため、幾分曖昧なところがある。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、
直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。

III. 落とし穴

規制上の財務検査の場合、リスク注視の環境における保険者のリスク評価には、利用可能なリソースが提供できる以上の高水準の洗練性とリソースを要する可能性がある。時々実行される手法の一つは、リスク注視（原則主義）の検査課題を、既存のリソースで対応できるチェックリストに変換することである。この結果、当初の原則がもたらす可能性のあった効果が消失すると同時に（時には、置き換えられたコンプライアンスベースのシステムより多額の費用がかかる場合さえある）、当初の効果が実現されたと適用者に確信させて誤解を引き起こす事態が生じ得る。そして、偽りの安心感を抱かせることにより、存在する真のリスクが明らかにされなかったり、古いプロセスに基づく古い非効率性の代わりに新しい非効率性が生み出されたりする可能性がある。

規制関連以外の領域でも、どこに最大のリスクがあるかという点に関する事前の知識、または迅速にそうした決定を下すための経験／能力が要求されるという意味で、類似した問題が存在する。したがって、一般的には適用対象分野における初歩レベルを超える経験が必要になる。このことを経験が不足するスタッフに割り当てようとする場合、効率性を犠牲にする恐れのある一連の規則またはチェックリストの作成につながる可能性がある。

リスクベースの概念に関しては、システミックリスク（すなわち、金融システム全体にとって最大のリスク）に焦点を当てた場合、基本的な保険契約者の保護のために利用可能なリソースが減少する可能性がある。同じように、業界最大の保険会社に焦点を当てることで、より小規模な保険会社の監視が削減される（そして、保険契約者のリスクが高まる）可能性がある。

6. 共通点と相違点

これらの概念／手法の内三つ（比例性、重要性、リスク注視）は明らかに判断に依拠している。もう一つ（費用対効果）はその例外と見えるかもしれないが、多くの費用や効果の評価は著しく判断に依存することがあるため、見かけと異なる場合がある。また、費用対効果分析ではその根底にある詳細が、基本的な分析や様々な暗黙の仮定の中に隠れていることがあるため、その分析が、透明性の低い操作の対象となる可能性がある。

これらの概念／手法の使用に対する統制について言えば、重要性の適用が、最も厳しい外部の監査に直面すると思われる。その理由は、保険者がある事項を重要でないとする決定を正当化することを要求されなかったとすれば、乱用の恐れがあるためである。PoP の適用も、保険者のレベルで行われた場合、同様の監査に直面する可能性がある。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、
直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。

比例性または重要性の概念が、監督者、外部監査人またはその他のレビュー実行者によって適用された場合、その適用が同等の監査を受けるかどうかは明確でない（ただし、彼ら自身も外部レビューの対象となっている場合を除く）。この一つの理由は、監視者が PoP または重要性を一定の状況に適用した場合、監視者と監視対象者の双方にとって作業が低減される結果になることにあると思われる。作業量の減少の恩恵を受ける当事者が不満を表明することは考えにくい。

比例性および重要性は通常、作業量の増加を正当化するためではなく、その低減に関連して議論される。しかし理論上は、それらが通常とは別の方向に（すなわち、普通要求される作業量を超えての増加を正当化するために）適用されることもあり得る。

PoP または重要性の適用に対する監視やレビューが存在する場合、監視者に向けて適用に関する明確なコミュニケーションや文書化を行う必要がある。そのためには、関与する両当事者（適用者とレビュー実行者）が十分な水準の経験および全体の目的に関する同様の理解を有することが必要になる。そうでないと、文書化の取り組みの負担が、元の要件または基準のテンプレートを完全に適用する場合よりも大きくなる可能性がある。

リスク注視およびリスクベースの概念は、特定の重点項目について要求される取り組みを増加または減少させるのではなく、競合する可能性のある選択肢または特定領域の中から重点項目を定めることを目的としているという点で、比例性や重要性とは幾分異なっている。

7. 結論

本章で検討した概念または原則主義の手法はすべて、様々な基準や規則の適用に際して必要となる柔軟性を提供しようとするものである。残念ながら、最良の概念でさえその実施に失敗することがある。したがって、概念をどう適用するかということは、どう定義するかと同じくらい重要である。

また、これらの概念／手法はその適用に際して、規則主義の手法より高水準の洗練性または経験を必要とする。したがってこれらの適用の成功は、十分経験を積んだ（そして、一般に比較的報酬の高い）個人に依存する。現在、これらの概念を適用すべき分野に、十分な数のそうしたリソースが存在するかどうかは、分野によって異なる。

ラルフ・ブランチャード (FCAS、MAAA) はトラベラーズ・カンパニーズ・インクの会計方針部門のバイス・プレジデントおよびアクチュアリー。米国コネチカット州ハートフォード在住。専門分野は損害保険、特にその財務報告（米国財務会計、米国法定会計および公正価値推計など）、アスベスト支払備金、リスク基準資本（RBC）の測定、および資本管理の諸問題に関連する領域。米国損保アクチュアリー会の元会長でもある。

本文書に関するコメントを提出する場合、またはウェブサイトの問題を報告する場合は、
直接 riskbookcomments@actuaries.org 宛てにメールを送付されたい。